

目次

米国株上場有価証券等定期買付サービスをご利用した米国株の取引を行う場合に、事前にご確認いただく必要のある契約締結前交付書面・取引約款です。

お取引にあたっては、これらの書面をよくお読みいただき、ご理解いただいた上でお取引いただきますようお願い申し上げます。

I. 米国上場有価証券等取引に係る上場有価証券等書面	2
II. 米国上場有価証券等取引に係る情報利用約款	7
III. 米国上場有価証券等定期買付サービス約款	11

米国上場有価証券等取引に係る上場有価証券等書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が米国の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「米国上場有価証券等」といいます。）の売買等（※）を行うにあたって、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

米国上場有価証券等の売買等は、様々なるリスクがあり、利益が得られることがある反面、場合により、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがある取引です。お取引の際には、お客様自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして、ご自身のご判断と責任において取引を行っていただきますようお願い申し上げます。

※ 「米国上場有価証券等」には、米国の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

＜手数料・その他費用の概要＞

- 米国上場有価証券等の売買等にあたっては、当該米国上場有価証券等の購入対価のほかに、所定の売買（取引）手数料をいただきます。また、米国金融商品市場等における取引手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します。詳しくは、下記「2. 手数料及びその他費用」の記載をご覧ください。
- 米国上場有価証券等を募集等により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 米国上場有価証券等に関する口座開設費・管理料はいただけません。
- 米国上場有価証券等の売買、償還等にあたり、円貨と外貨等を交換する際には、外国為替市場の動向を踏まえて、当社が決定した為替レートによるものとします。為替レートの詳細につきましては、当社ウェブサイト上でご確認ください。
- 本書面記載の税込金額は消費税の端数計算上、徴収金額が表示金額より端数部分少なくなる場合があります。

＜米国上場有価証券等のお取引に関するリスク＞

[価格変動リスク]

- 米国上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」（※）といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、米国上場有価証券等の価格が変動することにより、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

[信用リスク]

- 米国上場有価証券等の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、米国上場有価証券等の価格が変動することにより、投資元本を割り込み、損失（元本

欠損) が生じるおそれがあります。

[為替変動リスク]

- 米国上場有価証券等は、外国為替の変動により、外貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、円換算でのお受取金額が投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

[カントリーリスク]

- 投資先の国の政治・経済・社会情勢の混乱等により株式等の価格や為替の変動が起こり、損失を被ることがあります。

[その他の留意点]

- 米国上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件又は権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、米国上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることにより、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。
- 新株予約権又は取得請求権等の権利が付された米国上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご留意ください。
- 米国上場有価証券等は、国内金融商品取引所に上場されている場合や国内で公募・売出しが行われた場合等を除き、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりませんので、取引を行うにあたっては十分にご留意ください。

※ 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

1. 米国上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における米国上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- 外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 米国上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- 米国上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 米国上場有価証券等の売出し

2. 手数料及びその他費用

(1) 取引手数料

①米国株国内委託取引手数料

米国市場に上場する株式・ETF の 1 約定につき下記の取引手数料がかかります。

- 約定金額に 0.45%（税込：0.495%）を乗じた金額
ただし、手数料の上限は 20 米ドル（税込：22 米ドル）とします。
- NISA 口座（非課税口座）での国内取引手数料は無料（0 円）です。
- 手数料、その他お客様が当社にお支払いいただく金銭のお支払に際して、最低通貨単位未満の端数が生じることになった場合、その端数の取扱いについては、別途当社が定めるところに従います。
- 日付指定株式積立サービス、配当金再投資サービスによるご注文についても、本取引手数料が適

用されます。これらのサービスについての詳細は米国上場有価証券等定期買付サービス約款をご確認ください。

また、金融商品取引法第35条第1項第7号に規定される「累積投資契約」とは異なるため、発注に際し、本書面をご確認いただく必要があります。

②米国株国内委託取引手数料（IFAコース）

IFAコースにおいて、米国市場に上場する株式・ETFの1約定につき、下記の表のとおり国内手数料がかかります。IFAコースの手数料が適用される注文は、お客様がIFA事業者を通じて発注した注文となります。なお、本手数料コースにおける最低手数料は100米ドル（税込：110米ドル）、上限手数料は14,000米ドル（税込：15,400米ドル）とします。

1 注文の約定金額	売買手数料
1万米ドル以下	100米ドル（税込：110米ドル）
1万米ドル超 5万米ドル以下	約定金額の1.20%（税込：1.32%）
5万米ドル超 10万米ドル以下	約定金額の1.0%（税込：1.1%）
10万米ドル超 20万米ドル以下	約定金額の0.9%（税込：0.99%）
20万米ドル超 50万米ドル以下	約定金額の0.8%（税込：0.88%）
50万米ドル超	約定金額の0.6%（税込：0.66%）

③現地取引費用

- ①、②の取引手数料については、上記取引手数料のほか売却時の現地取引費用がかかります。現地取引費用の額は、その時々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。詳細については、ウェブサイト上に記載しておりますので、お取引にあたってはそちらをご確認ください。
- 現地取引費用は、現地約定日に買付可能額から差引きれます。

※ 売却時の約定金額が上記①から③の手数料・費用の合計に満たない場合、手数料・費用の合計の金額はその約定金額を上限とします。

(2) 振替手数料

- お客様口座の米国株を当社以外の口座管理機関へ移管（預け替え）する場合には、1銘柄につき3,000円（税込：3,300円）の手数料がかかります。

(3) その他諸費用

- お取引にあたっては、外国株取引口座を開設していただく必要がありますが、口座開設費及び維持管理費はかかりません。

他の外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。詳細については、ウェブサイト上に記載しておりますので、お取引にあたってはそちらをご確認ください。

○その他留意事項

- 外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ（<https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>）でご確認いただけます。

3. 当社の概要

商号等	マネックス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号		
本店所在地	〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号		
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、 一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会、 一般社団法人 日本投資顧問業協会		
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター		
資本金	13,195,101,821 円※		
主な事業	金融商品取引業		
設立年月	1999 年 5 月		
連絡先	お客様ダイヤル 固定電話	0120-846-365 (無料)	
	携帯電話・一部 IP 電話	03-6737-1666 (有料)	
	FX・先物オプション・米国株ダイヤル		
	固定電話	0120-911-440 (無料)	
	携帯電話・一部 IP 電話	03-6737-1668 (有料)	
ウェブサイト	ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォームから お問合せいただけます。		

※当社の資本金の額は変動する場合があります。最新の内容については、当社ウェブサイト
(<https://info.monex.co.jp/company/summary.html>) でご確認ください。

＜当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口＞

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

窓口：お客様ダイヤル

電話番号：固定電話 0120-846-365 (無料)

：携帯電話・一部 IP 電話 03-6737-1666 (有料)

受付時間：8 時 00 分～17 時 00 分（平日）

＜金融ADR制度のご案内＞

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」を利用することができます。

住所： 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館

電話番号： 0120-64-5005 (FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間： 月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

○レバレッジ型、インバース型 ETF 及び ETN のお取引にあたっての留意点

上場有価証券等のうち、レバレッジ型、インバース型の ETF 及び ETN (※) のお取引にあたっては、以下の点にご留意ください。

- レバレッジ型、インバース型の ETF 及び ETN の価額の上昇率・下落率は、2 営業日以上の期間の場合、同期間の原指数の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じたものとは通常一致せず、それが長期

にわたり継続することにより、期待した投資成果が得られないおそれがあります。

- 上記の理由から、レバレッジ型、インバース型の ETF 及び ETN は、中長期間的な投資の目的に適合しない場合があります。
- レバレッジ型、インバース型の ETF 及び ETN は、投資対象物や投資手法により銘柄固有のリスクが存在する場合があります。詳しくは別途銘柄ごとに作成された資料等でご確認ください。

※ 「上場有価証券等」には、特定の指標（以下、「原指数」といいます。）の日々の上昇率・下落率に連動し 1 日に一度価額が算出される上場投資信託（以下「ETF」といいます。）及び指数連動証券（以下、「ETN」といいます。）が含まれ、ETF 及び ETN の中には、原指数の日々の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じて算出された数値を対象指数とするものがあります。このうち、倍率が+（プラス）1 を超えるものを「レバレッジ型」といい、-（マイナス）のもの（マイナス 1 倍以内のものを含みます。）を「インバース型」といいます。

以上

(2026 年 1 月)
KTM_US-22.1

米国上場有価証券等取引に係る情報利用約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様（以下、「利用者」といいます。）がマネックス証券株式会社およびその関係会社（以下、「当社」といいます。）がデータ配信権利を所有もしくは保有する米国上場有価証券等に係る株価、ニュース、市場情報、企業情報等のデータ情報サービス（以下、「本データサービス」といいます。）を利用するに際し、遵守すべき事項、当社との取り決め事項等を明確にすることを目的とするものです。

2 利用者はこの約款および次のアグリーメントの内容を理解し同意したうえで本データサービスを利用するものとします。

(1) NASDAQ UTP PLAN SUBSCRIBER AGREEMENT

(English) <https://mst.monex.co.jp/pc/pdfroot/public/50/99/C3010.pdf>

(日本語参考訳) <https://mst.monex.co.jp/pc/pdfroot/public/50/99/C3012.pdf>

(2) Cboe Global Markets Data Subscriber Agreement

(English) <https://mst.monex.co.jp/pc/pdfroot/public/50/99/C3009.pdf>

(日本語参考訳) <https://mst.monex.co.jp/pc/pdfroot/public/50/99/C3011.pdf>

第2条（利用者の種別）

利用者は、プロフェッショナル利用者またはノン・プロフェッショナル利用者に分かれます。

(1) プロフェッショナル利用者 – すべての法人、もしくは米国における「証券プロフェッショナル」とみなされる者と同等の職業についている個人（証券当局や証券取引所、証券協会、先物協会に登録・認定されている個人。または投資顧問の職についている個人。例：証券外務員、証券アナリストなど）

(2) ノン・プロフェッショナル利用者 – プロフェッショナル利用者に該当しない個人

2 利用者は、前項に定義されるプロフェッショナル利用者、ノン・プロフェッショナル利用者の種別について変更が生じた場合は、速やかに当社へ届け出ることとします。

第3条（本データサービスの内容）

本データサービスは、株式、オプション、先物、外国為替に関する取引所およびその他の証券取引機関や情報提供を行う情報ベンダー（以下、これら情報提供を行う者を総称して「情報提供者」といいます。）から利用者へ配信されます。

2 本データサービスには次のカテゴリーのデータおよび情報が含まれます。

- (1) ニューヨーク証券取引所株価情報等
- (2) ナスダック株価情報等
- (3) S&P ダウ・ジョーンズ & カンパニー 指数情報等
- (4) Cboe グローバル マーケット株価情報等
- (5) その他当社指定のデータベンダー等が提供する情報等

第4条（情報提供者との契約）

利用者は、本データサービスの利用に当たり、別途、各情報提供者の情報サービス利用規定への同意が必要となる場合があります。この場合、ノン・プロフェッショナル利用者は当社のウェブサイト上に表示される情報サービス利用規定に関し同意ボタンを押下することにより、またプロフェッショナル利用者は当社への書面の提出により、法的拘束力を有する契約が締結されます。

第5条（本データサービスの利用料金）

本データサービスの利用料金は無料です。

第6条（本データサービスの範囲）

本データサービスは、投資に関する情報の提供のみを目的としており、有価証券の売買その他の取引等の勧誘等を目的とするものではありません。有価証券の売買その他の取引等に関する投資判断は、全て利用者自身で行うものとします。

第7条（情報の正確性）

本データサービスにおいて提供される情報について、当社ならびに情報提供者は、その内容の正確性、完全性または適時性を保証いたしません。

第8条（著作権および禁止事項）

本データサービスで提供される情報については、当社または各情報提供者が、著作権を含む全ての知的財産権または利用権を有しています。利用者は権利者の許諾を得ずに、当該情報およびその加工・集計したデータの一部または全部について、再配信、複製、加工、再利用、転用、転載、改変、引用、蓄積、出版、送付、販売、配布、放送、修正、頒布等または営業目的の利用を行うことはできません。また、利用者がこの約款に定める事項に違反した場合、当社は本データサービスのご利用または利用者とのお取引を停止させていただく場合があります。

第9条（内容の変更）

利用者へのサービスの質を向上させるために、プログラム、ユーザー・インターフェイス、デザイン、通信手段、情報内容等を予告なく変更することがあります。

第10条（本データサービスの利用の禁止）

当社は、以下の事由のいずれかに該当する場合には、利用者に通知することなく、本データサービスのご利用をお断りまたは停止することがあります。

- (1) 通常の想定を超えるシステム負荷がかかるようなご利用をなされた場合
- (2) 本来の利用目的を逸脱していると当社または情報提供者その他本サービス等において提供される情報の生成に関与した者が判断した場合
- (3) 情報利用の制限に違反すると当社が判断した場合
- (4) 当社への届出事項の変更の届出がなされない場合
- (5) その他利用者が本データサービスをご利用いただくことが不適当と判断した場合

第11条（サービスの停止）

当社または情報提供者の都合により、利用者に事前に通知することなく、本データサービスの全部または一部を停止することができます。

第12条（解除）

当社は次に掲げるいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができるものとします。

- (1) 利用者が当社の口座を解約した場合
- (2) 利用者がこの約款の各条項のいずれかに違反した場合

第13条（法令等の遵守）

利用者は本データサービスの利用に当たり、この約款によるほか、法令、日本証券業協会および金融商品取引所その他の自主規制機関の諸規則等および当社が別に定める約款、規定、各種説明書等を遵守するものとします。

第14条（免責）

当社ならびに情報提供者（以下、総称して「当社等」といいます。）は、次の事由により利用者に生じた損害について、その責めを負わないものとします。

- (1) 利用者の認証番号を利用者ご自身が入力したか否かにかかわらず、予め当社に届け出られている認証番号と一致することを当社が確認して本人認証が行われた本データサービスの利用により生じた損害。
- (2) 通信回線および通信機器、コンピュータシステム機器の損害または混雑による情報伝達の遅延、不能、誤作動、誤操作等により生じた損害等につき、当社等の故意または過失に起因するものでないもの。
- (3) 本データサービスにより提供する情報の誤謬、停滯、省略および中断により生じた損害等につき、当社等の故意または過失に起因するものでないもの。
- (4) 当社等に故意または過失なく、利用者の認証番号、取引情報等が漏洩し、盗用され、本データサービスを利用したことにより生じた損害。
- (5) 天災地変、政変、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、取引注文の執行等が遅延し、または不能となった場合に生じた損害。
- (6) 利用者による本データサービスの内容またはその利用方法についての誤解や理解不足等により生じた損害。
- (7) 本データサービスの稼動上の信頼性および利用者の利用環境との整合性は保証されたものでなく、本データサービスにおける不整合、バグ、その他の理由による誤作動により生じた損害。

2 本データサービスの利用に関連して、利用者に損害が発生し、当社等が責任を負うとされる場合でも、当社等の損害賠償責任の範囲は、利用者に生じた現実かつ直接の損害に限り、当社等の予見の有無にかかわらず、特別の事情から生じた損害、逸失利益、間接損害その他の損害については一切責任を負わないものとします。

3 本データサービスの利用に関連して、第三者に損害が発生した場合でも、当社等は一切の責任を負わないものとします。

第15条（個人情報の第三者提供に関する同意）

利用者は、情報提供者（具体的な情報提供者名は当社ウェブサイトに提示。）が利用者の本データサービスの利用状況の検証、確認、調査等（以下、「検証等」といいます。）を実施するために、当社が利用者の個人情報（住所、氏名、連絡先、生年月日その他本データサービスの利用状況の検証等のために必要な範囲に限る。）を情報提供の取次先である TradeStation Securities, Inc. を通じて当該情報提供者に提供することがあることに同意するものとします。

第16条（約款の変更）

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、その他当社が必要と認める事由が生じたときは、変更されることがあります。なお、変更の内容が利用者の従来の権利を制限し、または利用者に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をウェブサイトで掲示すること等当社の定める方法により通知します。

第17条（合意管轄・準拠法）

この約款の解釈、その他本データサービスに関し紛争が生じた場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2 この約款は、日本法に準拠し、日本法によって解釈されるものとします。

(2022 年 3 月 26 日)

米国上場有価証券等定期買付サービス約款

第1条（目的）

1. この約款は、マネックス証券株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する米国上場有価証券等（ETF、ADRを含みます。）における日付指定株式積立サービスまたは配当金再投資サービス（以下、これらを総称し「本サービス」といいます。）を利用するお客様と当社に対して適用されます。
2. 本サービスのご利用に際しては、この約款のほか、当社ウェブサイトに記載のルールに同意していただくことが必要となります。この約款への同意をもってルールについても同意していたいただいたものとみなします。

第2条（通知）

1. 当社は、電子メールの送信その他当社が適当と判断する方法により、お客様に対し、隨時必要な事項を通知します。
2. 前項の通知は、当社が当該通知を電子メールで行った場合は、電子メールを送信した時点より効力を発し、その他の方法による場合は、お客様が通知を了知し得る状態となった時点より効力を発します。

第3条（用語の定義）

1. この約款における用語の定義は次のとおりとします。
 - (1) 「日付指定株式積立サービス」（以下、「株式積立サービス」といいます。）とは、お客様があらかじめ指定した買付日に、毎月定期に、指定した銘柄につき、指定した金額を上限に、買付を行うことができる最大株数の買付注文を自動発注するサービスを指します。
 - (2) 「配当金再投資サービス」（以下、「再投資サービス」といいます。）とは、お客様が当社の証券総合取引口座またはNISA口座において保有する米国上場有価証券等のうち、あらかじめ指定した銘柄で配当金の入金があった場合、その配当金を原資として、その銘柄の買付を行うことができる最大株数の買付注文を自動発注するサービスを指します。
なお、本サービスは金融商品取引法第35条1項7号に規定される「累積投資契約」とは異なるものであり、発注に際し、「米国上場有価証券等取引に係る上場有価証券等書面」をご確認いただく必要があります。
 - (3) 「選定米国株式」とは、米国上場有価証券等のうち、当社が本サービスにより株式積立を行うことができることと選定し、当社のウェブサイトに掲示した銘柄を指します。

- (4) 「指定米国株式」とは、選定米国株式のうち、お客様が本サービスにより株式積立を行うことを指定した銘柄を指します。
- (5) 「営業日」とは、米国の証券取引所営業日を指します。

第4条（利用料）

1. 本サービスの利用料は無料です。ただし、本サービスを利用し作成された注文が約定した場合、国内取引手数料がかかります。

国内取引手数料の詳細は当社ウェブサイトでご確認ください。

第5条（申込方法）

1. お客様は、米国上場有価証券等の取引ルールおよび本サービスの内容を十分に理解したうえで、当社の米国株取引画面より本サービスを申込むものとします。
2. 当社は、次の各号のすべてに該当する場合に限り、前項の申込を応諾します。
- (1) お客様が当社に本サービスの申込みを行おうとする証券総合取引口座またはNISA口座を開設済みであること。
- (2) 1号の口座において、外国株取引口座が開設済みであり、米国上場有価証券等の取引ができる状態であること。

第6条（株式積立サービス）

1. 株式積立サービスの買付は、次によります。これを「株式積立（通常月）」と呼称します。
- (1) お客様は、買付日の9時59分までに、選定米国株式から、買付を希望する銘柄、毎月の買付日（以下、「買付日」といいます。）、買付金額を指定します。買付金額は、当社が定めウェブサイトに掲載する範囲内の金額・単位とします。
- (2) 当社は、買付日に指定米国株式の前営業日終値（または直近の終値）に110%を乗じ注文価格を算出し、買付金額の範囲内で買付注文を発注します。この場合、買付日の17時以降にお客様の米国株取引口座において、買付代金に国内取引手数料を加算した額以上の買付余力がある場合、またはお客様の米国株取引口座および証券総合取引口座において、買付代金に国内取引手数料を加算した額以上の買付余力があり、かつ振替サポートサービスをご利用の場合に限り、発注します。
- (3) 注文は当日中を期限とした指値注文とし、プレ・マーケット、アフター・マーケットは対象外です。
- (4) 発注する株数は、お客様が指定した買付金額を注文価格で除した株数とし、1株未満の端数がある場合は切り捨てます。

(5) 買付日が証券取引所の非営業日等により発注が行えない場合、翌営業日以降の最も近い営業日に発注を行います。

(6) 同一口座区分かつ同一銘柄の申込みがすでにある場合、追加の申込みはできません。

2. お客様は、「株式積立（通常月）」を利用している銘柄につき、これとは別に最大年2回まで買付月日および買付金額を指定し買付を行うことができます。これを「株式積立（賞与月）」と呼称します。なお、買付を年2回指定する場合、買付金額はそれぞれの買付月日において同一とします。

第6条の2（振替サポートサービス）

1. お客様は、株式積立サービスの注文時に指定決済通貨（米ドルまたは円貨預り金）が不足している場合で、かつ、以下のいずれかの振替余力があるとき、振替サポートサービスをご利用いただくことにより、不足額の振替および米ドル買付の為替取引（外貨決済時のみ）を自動的に行うことができます。

(1) 米国株取引口座の円貨預り金から米国株取引口座の米ドル預り金への振替余力

(2) 証券総合取引口座の円貨預り金から米国株取引口座の円貨預り金または米ドル預り金への振替余力

2. 前項において為替取引を行う場合の為替レートは、発注時の当社所定の為替レートを適用します。

第7条（再投資サービス）

1. 再投資サービスの買付は、次によります。

(1) お客様は、買付日の9時59分までに、選定米国株式から、買付を行う銘柄を指定します。

(2) 買付日は、指定米国株式の配当金入金日とします。

(3) 当社は、買付日に指定米国株式の前営業日終値（または直近の終値）に110%を乗じ注文価格を算出し、配当金入金額の範囲内で買付注文を発注します。この場合、買付日の17時以降にお客様の米国株取引口座において、買付代金に国内取引手数料を加算した額以上の買付余力がある場合、発注を行います。

(4) 注文は当日中を期限とした指値注文とし、プレ・マーケット、アフター・マーケットは対象外です。

(5) 発注する株数は、配当金入金額を注文価格で除した株数とし、1株未満の端数がある場合は切り捨てます。

(6) 買付日が証券取引所の非営業日等により発注が行えない場合、翌営業日以降の最も近い営業日に発注を行います。

(7) 同一銘柄の契約がすでにある場合、追加の申込みはできません。

第8条（追加資金オプションサービス）

1. お客様は前条のサービスを利用している場合、追加資金オプションサービスをご利用いただくことができます。追加資金オプションサービスは、前条1項5号により発注する株数を計算した結果、1株に満たない端数がある場合、端数を切り上げた株数で買付注文を発注し、配当金入金額で買付代金に不足する金額をお客様の米国株取引口座の米ドル預り金から充当するものです。なお、振替サポートサービスを併用の場合は、米国株取引口座の米ドル預り金に加え、米国株取引口座の円貨預り金、証券総合取引口座の円貨預り金からも配当金入金額で買付代金に不足する金額を充当します。

第9条（発注の優先順位）

1. 本サービスにおいて、同日に複数の申込に基づく買付を行う場合で、買付余力がそれぞれの買付代金合計額に満たない場合、次の優先順位で発注を行います。

(1) 口座区分により優先順位を決定し、NISA口座における注文を証券総合取引口座における注文に優先して発注します。

(2) 契約種別により優先順位を決定し、再投資サービス、株式積立サービスの順に発注します。

(3) 買付金額により優先順位を決定し、買付金額の大きい注文を優先して発注します。なお、再投資サービスでは買付金額の設定がないため、注文金額が大きくなる注文を優先して発注します。

(4) 指定米国株式のシンボルにより優先順位を決定し、文字の昇順に発注します。

第10条（発注の停止）

1. 当社は次の各号のいずれかに該当する場合、当該買付日における発注は行いません。

(1) 買付余力の確認時点において、買付余力が不足している場合またはお客様の米国株取引口座における米国上場有価証券等の取引が制限されている場合。

(2) 買付日の17時において、契約締結前交付書面等の書面をご確認いただいている場合、またはご確認いただいたから1年以上経過している場合。

2. 前項のほか、当社または証券取引所の判断により買付注文の受託を停止、または取消しがあります。この場合、当社はお客様からの注文を失効させ、お客様にウェブサイト上で通知します。

第11条（契約の変更、解約）

1. お客様は当社ウェブサイトから手続きすることにより、申込内容の変更、解約を行うことができます。受付期限および適用日は次のとおりです。

- (1) 株式積立サービスの申込内容の変更は、買付日の9時59分までに手続きいただくことにより適用となります。再投資サービスでは申込内容の変更はできず、一度解約のうえ、あらためてお申込みいただく必要があります。
- (2) 申込の解約は、買付日の9時59分までに手続きいただくことにより、当該買付分より解約となり、買付を行いません。

第12条（コーポレートアクションによる申込内容の変更、解約）

1. 当社は、指定米国株式にコーポレートアクション（株式併合、株式分割、無償割当、シンボル変更、スピンオフなどを指し、次条1項各号に掲げる場合を除きます。）が発生した場合、申込内容の変更または解約を行うことができるものとします。
2. 当社は、前項に基づきお客様の申込内容を変更または解約した場合、ウェブサイト上でお客様に通知します。

第13条（選定米国株式の除外）

1. 当社は、選定米国株式が以下の各号のいずれかに該当した場合、当該銘柄を選定米国株式から除外することができるものとします。
 - (1)上場廃止、吸収合併等により上場しなくなった場合。
 - (2)その他、当社が必要と認める場合。
2. 当社は、前項に基づき選定米国株式を除外した場合、申込を解約し、ウェブサイト上でお客様に通知します。

第14条（解約）

1. 次の各号のいずれかに該当した場合、申込の全部または一部は解約されます。
 - (1)お客様から当社所定の手続きにより解約のお申出があった場合。
 - (2)お客様が本サービスをお申込済みの外国株取引口座を解約された場合。
 - (3)お客様が本サービスの提供を受けるために必要な書面の電子交付に同意いただけなくなった場合。
 - (4)株式積立サービスにおいて、第10条第1項の定めにより買付を行えないことが連續して6回となった場合。
なお、回数は株式積立サービスにおいて、銘柄・口座区分毎に通常月・賞与月を合計して計算します。
- (5)再投資サービスにおいて、第10条第1項の定めその他の理由により契約申込月の翌月より起算し13か月目の1日（1日が非営業日の場合は翌営業日）までに配当金再投資注文のデータが作成されなかった場合。

- (6)当社が本サービスを営むことができなくなった場合。
- (7)当社がやむを得ない事由により、解約を申し出た場合。

第15条（免責事項）

1. 当社は、次の損害について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負いません。
 - (1)お客様の認証番号をお客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、お客様の認証番号と一致することを当社が確認して本人認証が行われた本サービスの利用により生じた損害。
 - (2)通信回線やコンピュータ等の障害、不正アクセス、またはハッキング等によるシステムの中斷、遅延、中止、データの消失により生じた損害。
 - (3)本サービスにより提供する情報の誤謬、停滞、省略および中断により生じた損害。
 - (4)お客様の認証番号、取引情報等が漏洩し、盗用され、本サービスを利用したことにより生じた損害。
 - (5)天災地変、政変、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、取引注文の執行等が遅延し、または不能となった場合に生じた損害。
 - (6)情報提供者より提供されたコーポレートアクション情報を当社が取込み、正しく処理し、発注した後において、コーポレートアクション情報が誤っていると確認された場合に生じた損害。
 - (7)当社が正しく注文を生成し発注した際、米国現地取次先の都合で一時的に当該注文の銘柄を取次停止していた場合に生じた機会損失等の損害。
 - (8)当社が正しく注文を生成し発注した際、米国証券取引所等が当該注文の銘柄を一時的または半永久的に発注停止にしていた場合に生じた機会損失等の損害。
 - (9)当社が正しく注文を生成し発注した際、本サービスの提供に関連する提供元等の提供する買付余力等の情報が誤っていた場合に生じた機会損失等の損害。
 - (10)上記の他、注文の生成や発注に関して、当社の責めに帰すべき事由以外の要因で生じた損害。

第16条（本サービスの終了）

1. 当社は、お客様に対して、当社ウェブサイトでの掲示または電子メール等での通知により、本サービスの全部または一部の提供を終了することができるものとします。
なお、その通知の効力は第2条の定めるところによります。

第17条(その他の約款の適用)

1. この約款に別段の定めがないときには、当社が別に定める「証券総合取引約款」、「外国証券取引口座約款」、「米国上場有価証券等取引に係る上場有価証券等書面」、その他の規程や取引ルールの定めによります。

第18条（約款の変更）

1. この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ウェブサイトで掲示する方法またはその他相当の方法により周知します。

第19条（サービス利用契約上の地位の譲渡等）

1. 当社が本サービスに係る事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い、利用契約上の地位、この約款に基づく権利義務および登録情報その他の顧客情報を、当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、お客様は、当該譲渡につき本条においてあらかじめ同意したものとみなします。

なお、本条に定める事業譲渡には、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第20条（分離可能性）

1. この約款のいずれかの条項またはその一部が、法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、この約款の他の条項およびその一部が無効または執行不能と判断された条項の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、当社およびお客様は、当該無効もしくは執行不能と判断された条項または部分を必要な範囲で修正することで、適法もしくは執行可能とできるよう努めるものとします。

第21条（準拠法）

1. この約款、本サービスに関する一切の事項については、日本法を準拠法とし、この約款は日本法に従って解釈されるものとします。

第22条（合意管轄）

1. この約款に関する第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所とします。

2026年1月17日